

○大府市ふるさと納税特産品開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税を活用した地域資源の発信強化及び市内産業の振興を図るため、大府市ふるさと納税返礼品として登録できる商品及びサービス（既存の大府市ふるさと納税返礼品を含む。以下「ふるさと納税特産品」という。）の開発等に対して交付する大府市ふるさと納税特産品開発補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、ふるさと納税特産品を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）又は協力事業者となる見込みのある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大府市税を滞納していないこと。
- (2) 国、地方公共団体又はその他の関係機関から補助金等の交付を受けていないこと。
ただし、当該補助金等と補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が重複していない場合は、補助対象とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) ふるさと納税特産品の開発（既存の商品又はサービスの改良を含む。）を行う事業
 - (2) ふるさと納税特産品を提供するための資材等の製作事業
 - (3) ふるさと納税特産品の情報発信強化及び普及促進に係る事業
 - (4) ふるさと納税特産品の開発、製造又は加工に必要な設備等の購入に係る事業
- 2 前項各号に掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けることができるのは、1年度中に1回限りとし、企業グループとして交付を受ける場合もまた同様とする。
- 3 補助対象事業が同一の内容で複数年度に渡る場合は、当該補助対象事業に対し1回限り補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ、ふるさと納税特産品開発補助金事業計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（第2号様式）
- (2) 企業の事業概要が分かる書類

(3) 補助対象事業の詳細が分かる書類

2 第3条第1項第4号に掲げる事業に係る計画書の提出については、別に市長が定める公募期間に行うものとする。

(承認書の交付)

第6条 市長は、計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助の対象となる事業であると認めるときは、ふるさと納税特産品開発補助金事業計画承認書（第3号様式。以下「計画承認書」という。）を補助申請者に交付するものとする。

(計画変更)

第7条 補助申請者が、補助金等の事業計画承認を受けた後において補助事業等の計画を変更（廃止及び中止を含む。）する場合は、直ちに市長にふるさと納税特産品開発補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書を受理したときは、変更内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、前条の規定による承認の決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金事業計画変更承認書（第5号様式）により、補助申請者に通知しなければならない。

(計画承認の取消し)

第8条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたと認められるとき。

(2) 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認められるとき。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助申請者は、補助対象事業が完了したときは、ふるさと納税特産品開発補助金交付申請書（第6号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（第7号様式）

(2) 経費の支払い等を証する書類の写し

(3) 補助対象事業の実施を証する書類

(補助金の交付の時期)

第10条 補助金の交付の時期は、補助申請者が第6条の規定による計画承認書の交付を受けた年度又はその翌年度とする。

(補助金の交付の決定)

第11条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、その適否を決定し、ふるさと納税特産品開発補助金交付・不交付決定通知書（第8号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、ふるさと納税特産品開発補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。
（補助金の不交付等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めたと
き。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（支援等）

第15条 市長は、補助申請者及び補助事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示、助言及び支援をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 補助申請者及び補助事業者は、市長に対し、事業の実施に必要な助言及び支援を求め
ることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用期間）

2 この要綱は、施行日から令和9年3月31日までの間に交付申請された補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
第3条第1項第1号から第3号までに定める事業	①委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する謝金 ②委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する旅費 ③印刷製本費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳費、原稿料、消耗品費、機器等借上料、出展料 ④調査研究、開発研究等の委託費	1 / 2 以内	20万円
第3条第1項第4号に定める事業	機材購入費	1 / 2 以内	60万円 (複数の採択案件がある場合は、補助限度額を按分した額とする。)